



2025年12月5日

お客さま 各位

オンラインカジノに関する取引等に対する制限等について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。

日本国内からオンラインカジノにアクセスしてギャンブル（賭博）を行い、ギャンブルの資金を金融機関の預金口座から送金することは犯罪となります。

海外で合法的に運営されている賭博やオンラインカジノであっても、日本国内においては、賭博罪（刑法185条）等によってギャンブル（賭博）行為が規制されています。スロットやカードゲームだけでなくパズルゲームやスポーツベッティング等、その名称や内容に関わらず、オンライン上で行われるギャンブル行為が該当します。

また、日本国内でオンラインカジノの入金や出金への関与、広告・宣伝を行いオンラインカジノに誘い入れる行為は、賭博帮助等の罪に問われることがあります。

つまり、日本国内においてオンラインカジノにアクセスしてギャンブル（賭博）を行うことや関わることが、犯罪となります。

オンラインカジノは『利用しない』『関わらない』ようお願い申し上げます。

なお、当組合の口座を通じてオンラインカジノに関する取引を確認した場合または取引をした懸念がある場合については、当組合から取引内容について確認の連絡をするとともに、確認の結果等を踏まえてお取引の制限等をさせていただき、警察へ通報する場合がございます。

ご理解とご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

以上

参考 [『オンラインカジノ啓発ポスター』 警察庁・消費者庁](#)

【照会先】

豊橋商工信用組合

事務統括部 マネー・ローンダリング対策グループ

☎ 0532-53-2828（代表）

オンラインカジノに接続して賭博を行うことは違法です！

オンラインカジノ

「知らなかつた」ではません！



とぼくざい
賭博罪

賭博をした者は、
50万円以下の罰金
又は科料

じょうしゅうとぼくざい
常習賭博罪

常習として賭博を
した者は、3年
以下の懲役

詳細は警察庁
ホームページにて

